

発議第 1 号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 2 月 26 日提出

つくばみらい市議会議長 染谷 礼子 様

提出者 つくばみらい市議会議員 伊藤 正実

賛成者 つくばみらい市議会議員 松本 和男

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 高宏

提案理由

1996年2月26日に法制審議会が夫婦同姓も別姓も選べる「選択的夫婦別姓制度」の導入に関する民法改正を答申してから23年が経過したが、いまだその見通しは立っていません。最近では2015年12月16日に、最高裁判所が夫婦同姓規定を合憲としつつも、「選択肢が設けられていないことの不合理」については「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、民法の見直しを国会に委ねたが、依然として議論は進まないのが現状です。

夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけという現実と、家族のかたちの多様化が進み、男女平等や個人の選択が尊重されるべき現代において、選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが、国会及び政府の責務であると考えます。

家族形態の変化や世論の動向等に鑑み、男女平等な関係や個人の選択の自由を確保するため、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長及び法務大臣に別紙意見書を提出するものです。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

1996年2月26日に法制審議会が夫婦同姓も別姓も選べる「選択的夫婦別姓制度」の導入に関する民法改正を答申してから23年が経過したが、いまだその見通しは立っていない。最近では2015年12月16日に、最高裁判所が夫婦同姓規定を合憲としつつも、「選択肢が設けられていないことの不合理」については「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、民法の見直しを国会に委ねたが、依然として議論は進まないままである。

別姓が法的に認められない中、改姓によるアイデンティティの喪失やキャリアの分断を避けるため、旧姓の通称使用や事実婚を選択せざるを得ないカップルが少なくない。また一人っ子世帯が増加した現代においては、改姓により「実家の姓が途絶える」ことを理由に、結婚できないという状況も生じている。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に「賛成・容認」と答えた国民が、反対を大きく上回ったことが明らかになった。特に初婚のピーク年齢である30代における賛成・容認の割合は、84.4%にのぼっている。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において法務省が答弁したとおり、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけとなっている。

家族のかたちの多様化が進む中、また男女平等や個人の選択が尊重されるべき現代において、選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが、国会及び政府の責務であると考えます。

よって、つくばみらい市議会は、国会及び政府に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年2月26日

茨城県つくばみらい市議会